

官業民営化等WG2次ヒヤリング
警察庁交通局交通規制課
自動車保管場所証明事務の委託先

1 現地調査の委託先の拡大に関する警察庁の見解

【問1に対する今後の方針】

平成15年に発出した委託先の拡大の推進についての事務連絡文書を速やかに見直し、現地調査事務の委託先の数については、各都道府県警察の実情に応じて判断するよう指導する。

(1) 平成15年7月14日付け事務連絡文書において、自動車保管場所証明事務の現地調査の委託先が1都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいとした理由

ア 現地調査の委託先に対して、適正かつ迅速な現地調査の実施等について指導をする場合等において、効率的かつ一元的に行うことことができる。

イ 斎一的な現地調査事務の実施が可能であること。

ウ 不正な保管場所証明申請の具体的な手口の情報を現地調査員が共有し、「車庫とばし」の不正な自動車登録がなされる前に自動車保管場所証明書の交付を却下できるよう、警察と委託先だけでなく、委託先の調査員間においても密接な連携と協力が必要であること。

(2) 「複数にわたらないことが望ましい」との記載の意味

ア 各都道府県警察に対して必ず委託先を1か所とすべきことを指示しているものではない。

イ 先に述べた3点が考慮されているのであれば、都道府県警察の判断により、委託先を複数とすることを否定するものではない。

(3) 今後の方針

今後、平成15年に発出した自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進についての事務連絡文書を速やかに見直し、現地調査事務の委託先の数については、各都道府県警察の実情に応じて判断するよう指導する。

2 適切な競争環境を整備することに対する警察庁の考え方

【問2に対する今後の方針】

現地調査事務の委託先については、可能な限り、一般競争入札を行うことが望ましいことを明記した通達を発出するとともに、当該通達を警察庁のホームページに掲載する。

(1) 現地調査事務の委託先

ア 現地調査事務の適正かつ迅速な運用を図るため、保管場所法施行令に規定する保管場所の要件を満たしているか否かを調査する能力を有し、かつ、個々の現地調査を概ね申請の当日又は翌日までに終了することができる十分な体制を備えていることが必要

イ 現地調査員は、申請者等の個人情報を取り扱うこととなるほか、不正事案に係る情報等に接する可能性もあることから、これらの情報を的確に管理することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められることが必要

ウ これらの要件を満たす者の中から、適切な競争環境の下、最も適切な受託者が選定されることが望ましい。

(2) 今後の方針

今後、平成15年に発出した自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進についての事務連絡文書を速やかに見直し、前記1の方針に併せて、可能な限り、一般競争入札を行うことが望ましいことを明記した通達を発出するとともに、警察庁のホームページに掲載する。